

2021年7月2日
日本原燃株式会社

廃棄物埋施設保安規定の分割申請の計画について（前回面談時宿題回答）

前回6月24日の面談において、①事業変更許可から事業変更許可申請書に整合した保安規定の変更認可までの期間を短縮するため、事業変更許可を待たずに保安規定変更認可申請を行いたいこと、②比較的早急に変更認可が必要と考えている事項（1、2号廃棄物埋施設における廃棄体の受入れ及び埋設制限並びに3号埋設設備の構築等）について、先行して申請を行うこととしたいこと、の説明を行いました。

その際、下記事項について検討するよう指示を受けましたため、今回回答させていただくとともに、廃棄物埋施設保安規定変更認可申請（先行申請分）について速やかに実施したいと考えます。

○前回面談時に頂いた検討指示事項

5. 要旨：

（略）

- ・現在申請中の廃棄物埋設事業変更の内容で保安規定変更が必要な内容に対して、どのように分割申請する予定なのか、その計画を示すこと。

（令和3年6月24日実施、日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設に係る保安規定変更認可申請に関する面談議事録(抄)）

○検討指示事項へのご回答

- ・分割申請の全体像および先行申請分として必要な内容の区別を添付資料に示します。
- ・分割申請の計画（実施時期）に関し、先行申請分については検討指示事項へのご回答について了解いただき次第速やかに、後続申請分については下記のとおり先行申請分の審査が固まった状況を踏まえてご相談させていただきたいと考えます。
 - 1) 先行申請分について、ヒアリングでの説明を通じ、大きな論点がないことを確認いただいたこと。
 - 2) 必要な補正内容について、適正に資料に反映していることを確認いただいたこと。

○添付資料

- ・廃棄物埋施設保安規定の分割申請に係る考え方

以上

廃棄物埋設施設設保安規定の分割 申請に係る考え方

✓ 先行申請分

- 安全確保の措置に関する事項
- 1号埋設設備6群および2号埋設設備の受入れに関する事項
- 3号埋設設備の構築に関する事項
- 必要な事業変更許可申請書の反映

(GCR廃棄体等の受入制限、事業変更許可申請との表現整合)

✓ 後続分

- 事業変更許可を得た、3号廃棄体や1号埋設設備に埋設する廃棄体に関する廃棄体技術基準の反映
- 運用見直し・他施設との整合

(事業変更許可申請書とは関係しない要領類の見直し、

自主検査に係る検査課の独立要件の見直し、品質・保安会議の議長変更、等)